

香美市教育委員会定例会会議録

(令和元年8月20日)

招集年月日 令和元年8月13日(月)
招集場所 香美市本庁舎 2階 教育委員会会議室
会議の日時 令和元年8月20日(月) 午前9時00分
出席者 時久 恵子 宮地 憲一 西 美紀 浜田 正彦 小松 清貴
欠席者 なし

説明のための会議出席者

教育次長	岡本 博章
教育振興課長	横山 和彦
生涯学習振興課長	黍原 美貴子
教育振興課学校教育班	川島 進
教育振興課学校教育班	横田 尚明
教育振興課学校教育班	平野 エリ
教育振興課学校教育班	西村 愛由
生涯学習振興課スポーツ班	野村 文紀
香美市立図書館館長	門脇 真里
香美市立中央公民館	市村 和香

職務のための会議出席者

西村 愛由

傍聴人氏名

なし

(開会時刻 午前9時00分)

教育長 　ただ今から、令和元年 8 月の教育委員会定例会を開催します。
本日の委員さんは全員出席です。
議事録の署名委員さんは、西委員です。よろしくお願いします。
まず前回の議事録についてですが、いかがでしょう。
承認ということよろしいでしょうか。
それでは承認致します。
教育長の報告は特にありませんので議事に入りたいと思います。
それでは議案第 1 号からお願いします。

議案第 1 号「東京 2020 オリンピック聖火リレー香美市ランナー選考委員会の委
嘱について」

（議案説明）

教育長 　いかがでしょうか。ご質問等ございませんか。
それでは承認致します。大事な選考ですのでよろしくお願いします。
続きまして、議案第 2 号をお願いします。

議案第 2 号「香美市人材バンク「まちの先生」事業実施要綱の制定について」

（議案説明）

教育長 　以上が説明ですが、いかがでしょうか。

浜田委員 　趣旨は良く分かりますし問題は無いのですが、これはどこかの要綱を参考にし
たものですか。

事務局 　はい、他の市の要綱を参考にさせてもらって作りました。

浜田委員 　ちょっと気になったのは、第 2 条の部分ですが、全て「事務」になっています
ね。普通だったら「こと」とかそういう全体的なことで作るんですけど、あまり「事務」というのは使わないと思います。それともう一つ、6 条の「揮毫」と
いうのは、筆で書いて言葉を説明するような意味なんですけれども、後でペン
ネームとか、筆号とか雅号とかになるんですか。言葉自体がわりと古いなと思
って、どこの要綱を使っているのかなと思いました。内容も登録の許認可をや
っておいて、何かあった時は教育委員会は全く知りませんとなっているので、

もう少し書き方があったのではないかなと思いました。

事務局 沢山の要綱を見させてもらったんですけども、いろんなものを参考にして、香美市に沿うようにという思いで書きました。

浜田委員 「揮毫」というのは「ニックネーム」という言葉ではなくて、筆で書いて説明とか言葉とかいう意味なので、もしペンネーム的に使うのであれば「ペンネーム」がいいと思います。もしくは「雅号」などですね。

事務局 調べた時にはその意味の他にも「ニックネーム」というのがあったので、使わせてもらいました。

浜田委員 あまり一般的には使わない言葉ですけども、たぶんこの中でぱっと「揮毫」と言われて分かる方はどれくらいいるのでしょうか。多分一般の方はほとんど分からないと思います。

宮地委員 趣旨は分かりますけれども、例えば今調べた時に「ペンネーム」としているところもあるはずですよ。だから少し柔らかくしたらどうでしょうか。市民の方がぱっと見た時に「あ、そうか」と思うようなものにしたらいいと思います。

浜田委員 筆を書く人だったら「雅号」の方が一般的ですね、「ペンネーム」とか。

教育長 ペンネームでも分かりますかね。

浜田委員 それと 2 条の事業内容。これも事務になっているんですけども、中央公民館が行う事務が事業内容で、その事業の趣旨に沿ったということですか。事業内容に事務というのがずらっと並ぶのはあまり見たことがなかったもので。〇〇に関する「事項」とか「こと」とか、ひらがなの「こと」がいいかもしれません。

教育長 ずっと読んでいて、事務をするためにこの要綱を作ったのかなという印象を受けました。そうではなくて人材バンクでそれを活用して色んな事をしようということで作ったもので、「こと」の方がいいですよ。「事務」はすごく違和感がありました。

浜田委員 穿った見方をすると、「これは教育委員会が事務を執ることで、教育委員会の責

任を事務だけにしているんだな」とも思えます。そこで「事務」と書きたいのかなど。でも第1条の趣旨から言うとそれは違うと思います。「事項」でも「こと」でも何でもいいんですけど、見慣れない形になっているのが気になります。

教育長 質問なんですけれども、イメージ的に、公民館でこういう人を20人位育てるというのではなくて、各学校にも沢山ボランティアさんもいたりする、「まちの先生」を沢山にしようというイメージでいいのですよね。

事務局 ボランティアという中には色々な事があると思うんですけども、お手伝いするという、そういうのではなくて、ボランティアの中でも教える、講演でも何でも、料金の方は相談に応じてという事でボランティアということであれば、人材バンクに登録してぜひ皆さんに使っていただきたいとは思いますが。

教育長 ボランティアではなくて、いろんな学校にいる、何かをする時に「こんなことだったら出来ますよ」という人も、この「まちの先生」へ登録して沢山にしようというイメージでいいんですか。

事務局 それは例えば「草引きを手伝います」とかそういうことではなくてということです。

教育長 今、清岡先生の方がもう大体各学校の方の整備をして、「こんなことが出来ますよ」というのをやっていますよね。そういう「まちの先生」そのものが、今までの公民館で何かサークル活動なんかを発展させてもらおうという、そういう少ない人数の人ではなくて、そういう核になる人もいれば、市内にいっぱい散らばっている「出来る人」を沢山集めて登録しようという、そういうイメージでいいのですよね。

事務局 先生になる方は市内外在住で皆さんを募るようにしています。

教育長 登録を沢山にするというイメージですね。

事務局 ただ利用申込者については、団体さんであれば「1名だけでも香美市の方がいること」という事で作っています。これも皆さんに活用してもらいたいという思いから、団体が皆香美市の方ということではなくて、1名でもいれば使って下さいという思いです。

- 教育長 もう一つ、さっき言われていた最後の 14 条ですが、「教育委員会は事故等の責任を負わないものとする」というのは、保険はかけるんですか。
- 事務局 人材バンクについては保険はかけていません。中央公民館事業として人材バンクがあるので、この人材バンクを通じてでしたらその保険が下りるんですけども、それが人材バンクとして大きなものなので、活動に関して具体的なものが無いと保険が下りないかどうかというのはもう一度確認してみます。もしそれがなかったら保険がかからないことにはなります。
- 宮地委員 私が解釈したのは、バンクに登録したその時点では登録だけですから何も無いわけですね。それでどこかの事業者から「こういう人を紹介してや」と公民館に申し込みがあった時に「こういう人がおりますよ」と紹介する。「じゃあこの人をお願いします」と言った時に、その人と事業をする人は相談のうえで日当を出すと。「1 万円を出します」とか、「もし事故があったらいけないのでそこでスポーツ安全保険でもかけます」とかいう話し合いのもとにやっていくという事業でしょ、これは。だから元々は公民館に登録している保険がどうのこうのではないわけですね。登録そのものだけなんです。後は事務局の方が、要請があった時に「こういう方がおりますよ」という紹介をするという事がこの事業ですね。
- 小松委員 たぶんそのままだったら公民館の保険は対象にはなりませんよね。その人材バンクを利用する、それをある地区でやったら、それを公民館事業と位置付けてやれたら出来るんですけど、これはそうじゃないのですよね。
- 宮地委員 よその市町村でも、さっき私が言ったようなやり方なんです。それでやっていますから、いわゆる市としての事業ではないという事ですね。
- 小松委員 地区公民館がやった場合は対象になるでしょうけれども、違うグループがやった場合は対象にはなりません。
- 浜田委員 ひっかかったのは、要綱上、結果的に人を選ぶ許認可を持っていますよね。それは、事業じゃないと言っても、許認可しているわけですから、責任があるわけですよ。そこで許認可が無ければ別段構わないけれども、市が認めた人間を責任を負わないということになるんでね。そこにちょっと私はひっかかって、ある程度の責任はやっぱり市にあるので、ちゃんとしておかないといけないと思います。それで「保険はかけて下さい、何かあったらいけないので」という

説明が必要です。それともう一つ気になったのが「未成年が無償」という事も話し合いでやるのであれば、書く必要がないと思います。例えば19歳の子が社会人であっても無償であるのか、逆に交通費もいるだろうし、それをこの要綱で縛ることは全く無いと思います。

事務局 未成年の方にもぜひ「まちの先生」になってもらいたいという思いが強くあって、そうなった時に子どもが1時間500円とるかといったらこちらは断れないなと思って書きました。

浜田委員 でも、やはり教える立場から言うと、未成年だろうが何であろうが、教える責任があるわけじゃないですか。それに対する対価というのは大人であろうが子どもであろうがあって、それをこの要綱で無償にするとか言うのはどうなのか。それとどこかへ行くとなったら、交通費もいるだろうから、こういうことを書く必要がないと思います。それは当然同士の話し合い、かつ市はそれほど責任を持たない中の内容については、とっていますので、そこまで制限する必要はないんじゃないかとか、いろいろ全体的なバランスの中でひっかかる場所があったりしただけです。だからこれに対するコミュニティスクールとか、そういうのにもぜひ活用してもらいたい、地域支援本部として、人は足りないの、お金は要る要らないは別にしても、活用してもらいたいと思います。

宮地委員 私はもうとっくに人材バンク制度は出来ているものと思っていました。よその市町村ではもう随分昔からありますよね。

事務局 内規の方では決まっていたんですけども、平成26年度から発足してずっと続いておりまして、やはり先生もグループの生活形態も変わっているというような傾向があります。

宮地委員 よその市町村の書きものを見て参考にされたと言うけど、結構よそは古いから、だから表記がその当時の表記で来ているのでね、今浜田委員が言われた通り、やっぱり今の言葉に直して登録しやすい、皆に登録してもらえる、そういうふうなことにすればいいと私も思いました。内容は全然もう、むしろどんどん人材バンクに登録してもらって、まちの活性化に貢献してもらいたいと思います。

教育長 例えば12条の費用負担のところですけども、この前ちょうど団体の方で今登録している人をお呼びした事があって、その時に保険のことなどあまり考えていませんでした。「材料代が要ります」というところに材料代だけ出してという

ことになっているんですね。だからもしその時に事故等があったりしたら後で困ったことになるので、お願いする雇う方が、保険のようなものはかかっていないという事が分かるようにしておいてあげないと、何かがあった時にすごく困ることが起こるかも知れません。そのあたりがはっきりしていれば全然構わないと思いますけど。活用する人たちが後で困らないようにという事だけ思いました。

宮地委員 よその市町村で聞いたら結構利用度が高い人もいますが、登録しているけれど全然お呼びがかからない人もいたり、その扱いが苦勞しますとか言う話を良く聞きます。せつかく登録してやってやるぞと思っているのにぜんぜん呼んでくれないという可能性もあります。

教育長 では、第 12 条「ただし、未成年者が業務に当たる場合は無償とする」を除くということでお願いします。それから最初のところ、第 2 条の「事務」と書いているところは「こと」ということをお願いします。それから様式の「揮毫」の部分もお願いします。よろしいですか。では修正を少しかけて承認ということでよろしくお願い致します。

それでは議案第 3 号 4 号に移ります。

議案第 3 号「市長の権限に属する教育事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

議案第 4 号「香美市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」

(議案説明)

事務局 新旧対照表が載っていますが、1 号から 6 号までは教育振興課の職員とか学校に関する事項ですのでそのまま残りまして、7 号から 13 号の部分「子どもの為の教育・保育給付の支給認定」から「保育所に係る給食費及び保育材料費の支出命令」までの 7 号分が市長の権限に属するという部分に移るということです。この部分も保育と子育てセンターの部分ですので、元々市長局の事務でありますので本来の市長の権限に属する部分に移ってそれを 3 号の方で補助執行させるという、本来あるべきところに移すということになります。事務処理長は変更ありませんが、それに関連して第 3 号にあります役職に補助執行させる事務の専決や代決について教育長、教育次長、及び課長の専決事項と大きいケー

スをし直すという形になります。

浜田委員 代決権の問題で確認です。普通代決は専決に対して、我々の感覚だったら、その次の者は代決して、またその次までの 3 人目までの代決はあまり本来あるべき姿ではないですが、香美市がそういうふうにしていけばそれでいいです。それと第 3 条の 2 条決裁規程の例用の中に、当然代決したら代決した人に対する専決に対しての報告義務が生じるんです。その報告義務が決裁規程の例により、と書いてあるけれども、そこにあるのか又は補助執行の部分にはそれは書かれているのか。本来であったら専決の方が責任を持って権限があるわけですね。それを代決した以上は、ちゃんとその方に、教育次長だったら教育次長が教育長にこういう代決をしましたと報告をしなくてはいけない、これも一つの専決のあり方だと思う。委任の代決というのはあんまりないかもしれないけれども、その辺はどうなんですかね。

事務局 代決した事案については、軽微なもの以外は後で報告するようになっています。

浜田委員 代決というのは、あくまで例外なんですけれども、権限に対しての報告は県だったら当たり前にあることなんです。本来専決というのはその 2 点をちゃんとしないといけないと思います。

教育長 それでは承認でよろしいですか。では承認致します。

議案第 5 号「香美市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」

(議案説明)

教育長 説明が終わりましたが、いかがでしょうか。幼保関係だけになります。よろしいですか。それでは承認致します。

議案第 6 号「香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会設置要綱の制定について」

(議案説明)

教育長 説明は以上ですが、いかがでしょうか。それでは承認致します。

議案第 7 号「香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員の委嘱について」

(議案説明)

教育長 ご質問等はありませんでしょうか。若干の課題と言えば女性が非常に少なく、本当は半々位にしたいんですけど、今の役職の方を入れて色々していたら女性が 3 人と非常に少ないです。このようになっていますが、いかがでしょうか。それでは承認致します。

議案第 8 号「令和元年度準要保護児童生徒の認定（新規）について」

議案第 9 号「香美市高等学校等奨学金の認定について」

(議案第 8～9 号は非公開案件審議)

(原案のとおり承認)

議案第 10 号「香美市立図書館運営規則の一部を改正する規則の制定について」

(議案説明)

教育長 よろしいでしょうか。それでは承認致します。

議案第 11 号「令和 2 年度以降使用する小学校教科用図書及び令和 2 年度使用する中学校教科用図書に係る協議決定について」

(議案説明)

教育長 ご意見等ございませんか。それでは承認致します。
議案に関しては以上です。本日の議案はすべて終了しました。

(閉会時刻：午前 10 時 15 分)